

第2号様式(第10条関係)

令和 3年 4月 30日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

島袋 恵祐



令和2年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和元年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和2年度 政務活動費収支報告書

議員名 島袋恵祐

1 収 入 政務活動費 1,350,000 円

2 支 出

(単位:円)

| 項 目 | 支 出 額 | 備 考 |
|----------------|---------|--------------|
| 調査研究費 | | |
| 研 修 費 | | |
| 広聴広報費 | | |
| 要請陳情等 活 動 費 | | |
| 会 議 費 | | |
| 資料作成費 | | |
| 資料購入費 | | |
| 事 務 所 費 | 287,193 | 家賃、電気代 |
| 事 務 費 | 102,249 | 電話代、ノートパソコン代 |
| 人 件 費 | 364,800 | 事務員給与1名 |
| 合 計 | 754,242 | |

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 595,758 円

入金情報

物件名 平良店舗 (沖縄市宮里1-14-7)

部屋番号 1F

入居者名 島袋 恵祐

処理年 2021

沖縄県沖縄市宮里1-4-19
 有限会社[REDACTED]屋
 098-939-8017

| 請求月 | 賃料 | 共益費 | 駐車料 | 水道料 | 銀行手数料 | その他 | 請求額 | 入金額 | 残高 | 入金日 |
|-----|---------|-----|-----|-----|-------|-----|---------|---------|-----|-------|
| 1月 | 65,000 | | | | | | 65,000 | 65,000 | | 01/28 |
| 2月 | 65,000 | | | | | | 65,000 | | | |
| 3月 | 65,000 | | | | | | 65,000 | 65,000 | | 03/02 |
| 4月 | 65,000 | | | | | | 65,000 | 65,000 | 4月分 | 03/26 |
| 5月 | 65,000 | | | | | | 65,000 | 65,000 | 5月分 | 04/27 |
| 6月 | | | | | | | | | | |
| 7月 | | | | | | | | | | |
| 8月 | | | | | | | | | | |
| 9月 | | | | | | | | | | |
| 10月 | | | | | | | | | | |
| 11月 | | | | | | | | | | |
| 12月 | | | | | | | | | | |
| 合計 | 325,000 | | | | | | 260,000 | 260,000 | | |

事務所費

政務活動以外の活用もあり2分の1充当した。

電気料金払込受領証

島袋 恵祐 様

電気番号 43168- 19-1-7
ご契約種別 従量電灯
令和 2年 8月分

領収金額 9,262 円

料金 8,273 円
再エネ賦課金 989 円

【再掲】
消費税等相当額 842 円
燃料費調整額 -756.89 円

ご使用量 332 kWh

※金額を訂正したもので、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

| | | |
|------------|-------|---------------|
| 支払期日 | 8月8日 | 日附印 |
| 金融機関取扱期限日 | 8月18日 | 20.8.28 |
| コンビニ等取扱期限日 | 8月28日 | ローソン沖縄 越来三丁目店 |

沖縄電力株式会社 うるま支店 収入印紙貼付欄

電気料金払込受領証

島袋 恵祐 様

電気番号 43168- 19-1-7
ご契約種別 従量電灯
令和 2年 9月分

領収金額 10,446 円

料金 9,314 円
再エネ賦課金 1,132 円

【再掲】
消費税等相当額 949 円
燃料費調整額 -1,177.94 円

ご使用量 380 kWh

※金額を訂正したもので、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

| | | |
|------------|--------|----------|
| 支払期日 | 10月12日 | 日附印 |
| 金融機関取扱期限日 | 10月22日 | 20.10.12 |
| コンビニ等取扱期限日 | 11月1日 | |

沖縄電力株式会社 うるま支店 収入印紙貼付欄

電気料金払込受領証

島袋 恵祐 様

電気番号 43168- 19-1-7
ご契約種別 従量電灯
令和 2年10月分

領収金額 8,125 円

料金 7,208 円
再エネ賦課金 917 円

【再掲】
消費税等相当額 738 円
燃料費調整額 -1,090.28 円

ご使用量 308 kWh

※金額を訂正したもので、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

| | | |
|------------|--------|-----|
| 支払期日 | 11月8日 | 日附印 |
| 金融機関取扱期限日 | 11月18日 | |
| コンビニ等取扱期限日 | 11月28日 | |

沖縄電力株式会社 うるま支店 収入印紙貼付欄

電気料金払込受領証

島袋 恵祐 様

電気番号 43168- 19-1-7
ご契約種別 従量電灯
令和 2年12月分

領収金額 5,272 円

料金 4,668 円
再エネ賦課金 604 円

【再掲】
消費税等相当額 479 円
燃料費調整額 -623.13 円

ご使用量 203 kWh

※金額を訂正したもので、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

| | | |
|------------|-------|---------------|
| 支払期日 | 1月7日 | 日附印 |
| 金融機関取扱期限日 | 1月15日 | 20.12.28 |
| コンビニ等取扱期限日 | 1月27日 | ローソン沖縄 越来三丁目店 |

沖縄電力株式会社 うるま支店 収入印紙貼付欄

振込票 (コンビニエンスストア・MMK端末設置店専用)

(BILL accepted at convenience stores)

※コンビニ等取扱期限日 (Last Date at Convenience stores) 3年 1月 24日 (Yr) (Mo) (L)

島袋 恵祐 様

R 2年11月分 (Month of Issue)

振込額 10,242 円 (消費税等相当額(再掲) 931 円)

電気番号(Customer Number) 43168- 19-1-7 店所 400 作業区 6011

ご契約名義 島袋 恵祐

専用 沖縄電力株式会社 うるま支店
連絡先 0570-036-300(コールセンター)

店舗日付印

21.1.24

【電気料金振込受領証】(PHS・IP電話 098-998-9777) 上記お振込金額を受領いたしました。
被振込人 沖縄電力株式会社

お客様専用

合計 ¥54,388 ÷ 2
= ¥27,194

事務所費

政務活動以外の活用もあり2分の1充当した。

切り取らずに金融機関、コンビニ等へお出しください。

| 電気料金払込受領証 | |
|--|---------------|
| 島袋 恵祐 様 | |
| 電気番号 | 43168- 19-1-7 |
| ご契約種別 | 従量電灯 |
| | 令和 3年 1月分 |
| 領収金額 | 5,584 円 |
| 料金 | 4,950 円 |
| 再エネ賦課金 | 634 円 |
| 【再掲】 | |
| 消費税等相当額 | 507 円 |
| 燃料費調整額 | -626.18 円 |
| ご使用量 | 213 kWh |
| *金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控) | |
| 支払期日 | 2月12日 |
| 金融機関取扱期限日 | 2月22日 |
| コンビニ等取扱期限日 | 3月4日 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p style="text-align: center;">日 附 印</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">07250</p> <p style="text-align: center;">21.1.24</p> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">クラウド通り アビシーマ</p> <p style="text-align: center; font-size: 0.6em;">収入印紙貼付欄</p> </div> | |
| 神純電力株式会社 うるま支店 | |

| 電気料金払込受領証 | |
|---|---------------|
| 島袋 恵祐 様 | |
| 電気番号 | 43168- 19-1-7 |
| ご契約種別 | 従量電灯 |
| | 令和 3年 2月分 |
| 領収金額 | 5,581 円 |
| 料金 | 4,835 円 |
| 再エネ賦課金 | 822 円 |
| 延滞利息額 | (104) 円 |
| 【再掲】 | |
| 消費税等相当額 | 496 円 |
| 燃料費調整額 | -626.99 円 |
| ご使用量 | 209 kWh |
| *金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控) | |
| 支払期日 | 3月10日 |
| 金融機関取扱期限日 | 3月19日 |
| コンビニ等取扱期限日 | 3月30日 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p style="text-align: center;">日 附 印</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">07250</p> <p style="text-align: center;">クラウド通り</p> <p style="text-align: center; font-size: 0.6em;">収入印紙貼付欄</p> </div> | |
| 神純電力株式会社 うるま支店 | |

※2月分請求額に11月分の延滞利息額104円
 が入っているため、104円を差し引く
 5,457円とし
 1/2充当の2,728円で計算
 した。

事務所概要申告票

議員名 島袋恵祐

1. 物件の所在

| | |
|------|----------------|
| 住所 | 沖縄市宮里1-14-7 1階 |
| 電話番号 | 098-989-5320 |


2. 所有区分

| |
|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 |
| <input type="checkbox"/> 自己所有物件 |

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

| |
|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃借契約先 [XXXXXXXXXX] ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別 |

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員 島袋恵祐 

賃借人 氏名 XXXXXXXXXX

住所 XXXXXXXXXX

事務所費充当状況申告票

議員名

島袋恵祐

1. 事務所の状況

| | |
|----|----------------|
| 住所 | 沖縄市宮里1-14-7 1階 |
|----|----------------|

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

| | |
|------|-------|
| 充当割合 | 按分1/2 |
|------|-------|

充当割合の説明：

当該事務所は通常政務活動で使用しているが、政党活動や後援会活動での使用があるため、按分割合を1/2で充当している。

(関係経費)

| | | |
|--------|--------|---|
| 家賃(月額) | 65,000 | 円 |
| その他 | | 円 |
| | | 円 |

(充当額)

| | | |
|--------|--------|---|
| 家賃(月額) | 32,500 | 円 |
| その他 | | 円 |
| | | 円 |

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

島袋恵祐



貸室賃貸借契約書 (店舗)

(契約の締結)

貸主 (以下「甲」という) 及び借主 (以下「乙」という) は、次の通り貸室賃貸借契約を締結した。よってその証として本契約書式通を作成し、記名押印のうえ、各自巻通を所持する。

第1条 (目的貸室の表示)

甲は、その所有する次に表示の貸室を乙に賃貸し、乙はこれを賃借した。

所在場所: 沖縄県沖縄市宮里1丁目14番7号 番地

名称: 平良店舗

構造: 鉄筋コンクリートブロック造 3階建 1階 1階号室

第2条 (賃貸借期間と更新)

本契約の期間は令和 2年7月1日 から令和 4年6月末日 までの3年間とする。但し、当事者合意の上更新することが出来る。尚更新期間は、本契約と同一期間更新したのとみなし、その後の期間満了時においても同様とする。

2. 契約更新の際は、新たに火災保険 (借家賠償保険) に加入することを条件とする。

第3条 (賃料・共益費)

賃料は壹カ月金 六萬五千 円也とし、乙は毎月 27日 までに翌月分を甲の指定する方法で支払うと共に、共用部分の維持管理費用として月額 円也の共益費を賃料と併せて支払う。尚、振込、または、口座振替手数料は乙の負担とする。

また、賃料・共益費が経済事情の変動、公租公課の増減、近隣の貸室賃料との比較等により不相当となったときは、契約期間中であっても賃料の増減をする事ができる。壹月未満の賃料は日割計算とする。

(敷金)

第4条 甲は敷金として金 六萬五千 円也を乙から受領した。但し敷金に利息はつけないものとする。

2. 乙は契約期間中は敷金をもって家賃その他の費用に充当することはできない。
3. 賃料が増減された場合、乙は新賃料と旧賃料の差額を、敷金に補填するものとする。
4. 甲は本契約が本契約が終了し、貸室の明け渡しを受けた後、乙が本賃貸借に関する一切の債務を精算したのちに1ヶ月以内に返還する。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第5条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

1. 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
2. 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

4. 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(使用目的)

- 第6条 乙は、貸室を 事務所 の目的で使用し、他の用途に使用してはならない。
2. 乙は甲の書面による承諾を得ることなく事業内容を変更してはならない。

(転貸等の禁止)

- 第7条 乙は、賃借権を譲渡し、もしくは本貸室を転貸（同居、共同使用等事実上賃借権の一部又は全部の譲渡、転貸と同様の結果となる全ての場合も含む）してはならない。

(増改築禁止)

- 第8条 乙は、甲の承諾なしに貸室の構造を変更し、又はこれに対して造作加工を為してはならない。

(負担の帰属)

- 第9条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
 3. 乙は、第6条記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備の新設や改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

(動物の飼育、その他の禁止事項)

- 第10条 犬、猫及びその他の動物を飼育、又は持ち込んではいけない。
2. 楽器等を夜間演奏したりテレビ、ラジオ等の、音量を著しく上げてはならない。
 3. 悪臭や騒音を発する行為や衛生上有害な行為。
 4. 危険物の持ち込み及び近隣に迷惑となる行為。
 5. 階段、廊下等共同部分への物品を置く行為。

(契約解除)

- 第11条 乙が、次の場合の一つに該当したときは、甲は催告をしないで、直ちに本契約を解除することができる。
1. 式ヶ月分以上賃料の支払いを怠ったとき。
 2. 賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
 3. 第6条、第7条、第8条の規定に違反したとき。
 4. 長期不在により賃借権の行使を継続する意志がないとき。
 5. 第5条の確約に反する事実が判明したとき。
 6. 契約締結後に自ら又は、役員が反社会的勢力に該当したとき。
 7. その他、乙が本契約の各条項に規定する義務に違反したとき。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して巻月の予告をもって本契約の解約を申し入れることができる。ただし乙は予告に代え、巻月分の賃料相当額を甲に支払って即時に解約することができる。
2. 乙の都合により1年未満で解約する場合は敷金全額を違約金として返還しないものとする。1年を超える場合は室内の破損部分の補修等、特約条項にて取り決めた費用を差し引いた後に返還する。

(乙の管理義務)

- 第13条 乙は本物件を善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。
2. 乙は、本物件の火災防止に留意するものとする。
3. 乙(その同居人)の責めに帰すべき事由によって貸室を破損したときは、乙はすみやかにこれを現状に回復し、または損害の賠償をしなければならない。
4. 甲は乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。万一、紛失又は破損したときは乙の負担にて鍵の設置、交換をするものとする。尚、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(原状の変更)

- 第14条 乙が、本物件を第6条記載の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、附属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得たうえで、甲の指示に従い施工し、その費用は、乙が負担するものとする。
2. 前項の工事により法令上設備の新設、改善等が必要となった場合も同様とする。

(契約期間中の修繕)

- 第15条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。
2. 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
3. は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
4. 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。
5. 第15条三項の修繕以外で甲の負担により乙が修繕する場合は、乙は甲に対して修繕箇所、修繕の必要性及び修繕見積金額を明示した書面の交付をもって事前に通知したうえで、甲から当該修繕のついて承諾を得たときに限り本物件の修繕をすることができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第16条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。

2. 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分でのみでは乙が賃借した目的を達することができないときは乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第17条 本契約は、本物件の全部が滅失、その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(保安点検)

第18条 甲又はその代理人は貸室の保安、衛生、防火、防犯、救護等に関し、必要あるときは、随時、契約貸室に立ち入り、必要な措置を講ずることができる。この場合、乙は甲又はその代理人の措置に協力しなければならない。

(家屋の明け渡し、原状回復)

- 第19条 乙は退去に伴う電気、ガス、水道などの代金精算手続きと鍵の返還を速やかに行うこと。
2. 乙が本物件を明け渡した後に、残置した動産がある時は、その所有権を放棄したものとみなして、甲は任意にこれを処分する事ができる。尚、処分に要した費用が発生した場合、その費用は乙の負担とする。
 3. 乙は自費を持って、破損、汚損などの修繕を行うものとする。
 4. 乙は、貸室の明渡しに際し、賃貸人に対し貸室に付加した有益費及び移転料その他これに類する金銭上の請求はしない。
 5. 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

(乙の債務の担保)

第20条 本契約においては記載する方法により、乙の債務を担保する。

| | | |
|-------|-----|------------------------------|
| 連帯保証人 | 氏名 | [REDACTED] |
| | 住所 | [REDACTED] |
| | 極度額 | 1,560,000円 (家賃65,000円×24ヶ月分) |

2. 連帯保証人は次の各号の定めによるものとする。
- 一 連帯保証人（以下「丙」という）は、乙と連帯して履行の責めを負う。尚、本契約が更新された場合においても、同様とする。
 - 二 前号の丙の負担は、上記の極度額を限度とする。
 - 三 丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときに、確定するものとする。
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。
 - イ 丙が、破産手続開始の決定を受けたとき。
 - ウ 乙又は丙が、死亡したとき。

- 四 乙は丙につき、連帯保証人として要求される能力又は資力を失った場合は、乙は甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。
- 五 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

(免責)

第 21 条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故(17条の場合を含む。)、又は、甲、乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲、乙の損害について、互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第 22 条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第 23 条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

特約事項については、下記記載のとおりとする。

(造作・内部改装等)

第 1 条 賃借人の目的に添う造作・内部改装は賃借人の費用負担で行い、本契約を解除し明渡しの場合は、現状に復さなければならない。賃借権の譲渡及び賃借物の転貸は何人といえども一切認めない。

第 2 条 賃借人は本物件室内で雨漏りがあるのを確認した。本契約は現状のままとし、賃貸人は、修理を行わないものとする。尚、雨漏りによる賃借人の物品等の損害について賃貸人は、一切その責任を負わないものとする。

第 3 条 本契約は、現状有姿の契約とする。

事務所費

令和 2年 7月 4日

貸 貸 人 住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

貸 借 人 住 所 沖縄市高原7-36-19 シェット-ガーデン 3-D

氏 名 島袋 恵祐

連帯保証人 住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

連帯保証人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

宅地建物取引業者 免許番号 沖縄県知事 (9) 第1431号

住 所 沖縄市住吉1丁目4番19号

商 号 有限会社 松 屋

代表者 代表取締役 金城 栄功

取引主任者 [REDACTED]

乙の丙に対する情報提供表明

甲 殿

乙は丙に対し、民法465条の10の契約締結時の情報提供義務に基づき、乙の
(1) 財産及び収支の状況、(2) 主たる債務(賃料支払債務)以外に負担している
債務の有無並びにその額及び履行状況、(3) 主たる債務(賃料支払債務)の担保と
して他に提供し、又は提供しようとするものがあるときはその旨、及びその内容を丙
に情報提供し、丙はそれに基づき乙の債務を連帯保証とするものであります。

令和 2 年 7 月 4 日

乙(賃借人) 島袋 恵祐

丙(連帯保証人)

入居者様へ（退去時の注意事項）

- ・退去される場合は必ず30日前に弊社まで御連絡下さい。30日にみえない場合は、連絡のあった日より1ヶ月分の家賃を申し受けます。尚、鍵の返却日が退去日（家賃最終日）となりますので退去後ただちに返却下さい。
- ・電気、ガス、水道は必ず退去日までに閉栓、及び料金の支払いを確実に済ませ領収書を事務所まで提示して下さい。
- ・賃借人にてインターネットをご契約の場合は退去時に配線の撤去までお願い致します。
- ・鍵は入居時お渡し済みの鍵を必ず返却して下さい。もし紛失、及び他の鍵の返却の場合、鍵の一式新調致しますので実費負担をお願いします。
- ・郵便局に転居届けを出して、転送依頼をして下さい。
- ・弊社担当より御転居先をお伺いする事がありますのでご協力下さい。

管理委託先

沖縄市住吉1丁目4番19号

有限会社 松屋

電話 (098) -939-8017

事務費

政務活動以外の活用もあり2分の1充当した。

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
島袋 恵祐 様

お客様番号
[REDACTED]

2020年 8月ご請求分
金額(円)
¥22,158-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
換収①
287119
20.8.28
ローン沖繩
東三丁目店

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
島袋 恵祐 様

お客様番号
[REDACTED]

2020年 9月ご請求分
金額(円)
¥8,320-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
20.10.8

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
島袋 恵祐 様

お客様番号
[REDACTED]

2020年10月ご請求分
金額(円)
¥8,423-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
換収①
287119
20.11.04
ローン沖繩
東三丁目店

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

NTTファイナンス株式会社
払込受領証

お客様名
島袋 恵祐 様

お客様番号
[REDACTED]

請求年月
2020年11月分

ご請求金額
¥8,186-

上記の金額を受領いたしました。
※金額を訂正したものと及び、取戻
日付印のないものは無効です。

NTTファイナンス株式会社

換収①
287119
20.12.28
ローン沖繩
東三丁目店

収入印紙貼付欄
(お客様用)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
島袋 恵祐 様

お客様番号
[REDACTED]

2020年12月ご請求分
金額(円)
¥8,353-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
換収①
287119
20.12.28
ローン沖繩
東三丁目店

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
島袋 恵祐 様

お客様番号
[REDACTED]

2021年 1月ご請求分
金額(円)
¥8,728-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
換収①
07250
21.1.24
クラウド通り
ファミリーマート

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
島袋 恵祐 様

お客様番号
[REDACTED]

2021年 2月ご請求分
金額(円)
¥8,322-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
換収①
07250
21.3.01
クラウド通り
ファミリーマート

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

合計 ¥72,490
÷ 2
= ¥36,245-

ノートパソコン代

※ 議員代政務活動のみ使用するため
全額充当した。

事務費

HARD-OFF

ハードオフ沖縄泡瀬店

TEL: 098-989-1344

★★電動工具買取強化中です★★

<< 全頁4文字 >>

2021/01/24

| | |
|------------------------|---------|
| レシート: 189452 | |
| 2013620000029575 | |
| MACBOOK PRO 2016 13INC | ¥60,000 |
| レジ袋 | 5 |
| 小計 | ¥60,000 |
| 外税対象額 | ¥60,000 |
| 外税 | ¥6,000 |

| | |
|-------|---------|
| 合計 | ¥66,005 |
| クレジット | ¥66,000 |
| お釣 | ¥5 |
| お釣 | ¥0 |

098:01 担当: [REDACTED]

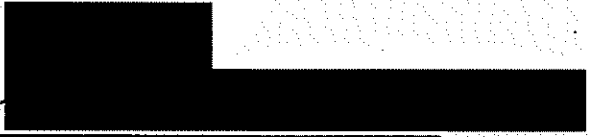
島袋 恵希

但し
上記金額 正に領収いたしました。



雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名
住所



(令和 2年度)

単位:円

| 月 日 | 支給額 | 社会保険料控除額 | 所得税 | 支払額 | 受領印 | 備考 |
|--------|---------|----------|-----|---------|-----|----|
| 8月31日 | 48,000 | | | 48,000 | ● | |
| 9月30日 | 48,000 | | | 48,000 | ● | |
| 10月31日 | 48,000 | | | 48,000 | ● | |
| 11月30日 | 48,000 | | | 48,000 | ● | |
| 12月31日 | 48,000 | | | 48,000 | ● | |
| 1月31日 | 48,000 | | | 48,000 | ● | |
| 2月28日 | 48,000 | | | 48,000 | ● | |
| 3月31日 | 48,000 | | | 48,000 | ● | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合計 | 384,000 | | | 384,000 | | |

令和 2 年度 雇用職員申告票

議員名 島袋恵祐

| | | | |
|--------|--------------------------------------|--|--|
| 被雇用職員名 | [REDACTED] | | |
| 議員との関係 | <input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄:) | <input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外 | |
| 議員との生計 | <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 | <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別 | |

令和2年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

[REDACTED]



住所

[REDACTED]

雇用者 沖縄県議会議員

島袋恵祐



勤務の実態を証する提出書類

出勤簿 タイムカード その他:

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

雇 用 契 約 書

| | |
|--|---|
| 氏 名 [REDACTED] | 生年月日 [REDACTED] |
| 住 所 [REDACTED] | 電話番号 [REDACTED] |

下記条件にて契約いたします。

| | |
|-----------------------|--|
| 雇用期間 | 令和 2年 8月 1日 ~ 令和 3年 3月 31日 |
| 主な就業場所 | 沖縄市宮里1-14-7 1階 島袋恵祐無料生活相談所 |
| 主な職務内容 | 政務活動にかかわる事務補助および書類作成 |
| 就業時間 | 週3日（土日祝祭日除く）午後1時～5時 |
| 休 日 | 就業日以外 |
| 給与（賃金） | 月額48,000円（時給1000円計算） |
| 給与支払日 | 毎月月末〆切 |
| 支払方法 | <input checked="" type="radio"/> 直接払い <input type="radio"/> 口座振替 |
| 備 考 | |
| 上記契約期間満了をもって本契約を解消する。 | |

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 2年 7月 31日

雇用者 氏名 島袋恵祐



被雇用者 氏名 [REDACTED]



勤務実態申告票

【議員名 島袋恵祐】

職務内容

| 区分 | 職務内容 | 業務割合(%) | |
|----------------|----------------------------|--|-----|
| 政務活動に係る職務 | 調査研究に係るもの | ・情報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等） ・現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成等） ・訪問先との連絡・調整 等 | 0% |
| | 研修に係るもの | ・研修会・講演会の準備・運営（プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等） | 0% |
| | 広聴広報に係るもの | ・広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ホームページの管理 ・広報紙の配付 等 | 0% |
| | 要請陳情等に係るもの | ・要請陳情先の機関との連絡・調整 ・住民相談、意見交換の対応 ・要請文、陳情文の作成 等 | 50% |
| | 会議に係るもの | ・各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・企業会団体との意見交換会の準備・運営 等 | 0% |
| | 資料作成に係るもの | ・打合せ資料の作成 ・議会質問で使用するパネルの作成 等 | 0% |
| | 事務所での庶務に係るもの | ・備品、消耗品等の管理 ・電話・来客対応、議員への連絡調整 ・政務活動費の管理、収支報告書の作成 等 | 45% |
| 小計 | | 95% | |
| 政務活動以外の活動に係る職務 | ・政党の会議準備や資料作成 ・後援会の名簿管理 | 5% | |

申告している被雇用者以外にもう一人スタッフがおり、政務活動に関すること以外の職務は、基本的にはその者が担っている為、

申告の被雇用者については、政務活動に係る職務を95%とします。

令和 2 年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者

島袋恵祐



被雇用者



2020 年度 雇用職員出勤簿

【 8 月】

雇用職員名: XXXXXXXXXX

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| | | ● | | ● | | ● | | | | | ● | | ● | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 |
| | ● | | ● | | ● | | | ● | | ● | | ● | | | ● |

【 9 月】

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 |
| | ● | | ● | | | ● | | ● | | ● | | | ● | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 |
| ● | | ● | | | | | ● | | ● | | | ● | | ● |

【 10 月】

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 |
| | ● | | | ● | | ● | | ● | | | ● | | ● | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| ● | | | ● | | ● | | ● | | | ● | | ● | | ● | |

【 11 月】

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
| | ● | | ● | | ● | | | ● | | ● | | ● | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 |
| ● | | ● | | ● | | | | | ● | | ● | | | ● |

2020 年度 雇用職員出勤簿

【 12 月】

雇用職員名: XXXXXXXXXX

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 |
| | ● | | ● | | | ● | | ● | | ● | | | ● | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 |
| ● | | ● | | | ● | | ● | | ● | | | ● | | | |

【 1 月】

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
| | | | ● | | ● | | ● | | | | | ● | | ● |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
| | | ● | | ● | | ● | | | ● | | ● | | ● | | |

【 2 月】

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 |
| ● | | ● | | ● | | | ● | | ● | | ● | | | ● |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--|--|--|
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | | | |
| 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | | | |
| | ● | | ● | | | ● | | ● | | ● | | | | | |

【 3 月】

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 |
| ● | | ● | | ● | | | ● | | ● | | ● | | | ● |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 |
| | ● | | ● | | | ● | | ● | | ● | | | ● | | ● |